

様式第3 (第3条関係)

表 面	
<div style="text-align: center;"> <p>工業標準化法第21条第1項及び第2項の規定による 立入検査を行う職員の名刺</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>写 真</p> </div>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <p>第 号</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>職名 氏名</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p>年 月 日生 年 月 日発行</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>押出 スタ ンプ</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p>主務大臣 (経済産業局長) </p> </div>

裏 面

工業標準化法 (昭和24年法律第185号) (抄)

第21条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第19条第1項又は第2項の認証を受けた製造業者等 (以下「認証製造業者等」という。) に対し、これらの規定により認証を受けた鋳工業品に係る業務に関し報告をさせ、又はその職員に認証製造業者等の工場、事業場その他必要な場所に立ち入り、当該鋳工業品若しくはその原材料若しくはその製造品質管理体制を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、前条第1項の認証を受けた加工業者 (以下「認証加工業者」という。) に対し、同項の規定により認証を受けた加工技術に係る業務に関し報告をさせ、又はその職員に認証加工業者の工場、事業場その他必要な場所に立ち入り、当該加工技術による加工をした鋳工業品若しくはその原材料若しくはその加工品質管理体制を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第72条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第21条第1項若しくは第2項、第40条第1項若しくは第64条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第4（第3条関係）

表 面	
8センチメートル	
6 セ ン チ メ ー ト ル	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> ← 3センチメートル → 第 号 </div> <p style="text-align: center;">工業標準化法第21条第1項及び第2項の規定による 立入検査を行う独立行政法人製品評価技術基盤機構の 職員の身分証明書</p>
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;"> <p style="text-align: center;">写</p> <p style="text-align: center;">真</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p style="text-align: center;">所属 氏名</p> <p style="text-align: center;">押 出 ス タ ンプ</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p style="text-align: right;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: right;">独立行政法人 製品評価技術基盤機構理事長 印</p> </div> </div>
4 セ ン チ メ ー ト ル	

裏 面

工業標準化法（昭和24年法律第185号）（抄）

第21条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第19条第1項又は第2項の認証を受けた製造業者等（以下「認証製造業者等」という。）に対し、これらの規定により認証を受けた鉱工業品に係る業務に関し報告をさせ、又はその職員に認証製造業者等の工場、事業場その他必要な場所に立ち入り、当該鉱工業品若しくはその原材料若しくはその製造品質管理体制を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、前条第1項の認証を受けた加工業者（以下「認証加工業者」という。）に対し、同項の規定により認証を受けた加工技術に係る業務に関し報告をさせ、又はその職員に認証加工業者の工場、事業場その他必要な場所に立ち入り、当該加工技術による加工をした鉱工業品若しくはその原材料若しくはその加工品質管理体制を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第69条の3 主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第21条第1項若しくは第2項又は第40条第1項の規定による立入検査を行わせることができる。

5 第1項の規定により立入検査をする機構の職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第72条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第21条第1項若しくは第2項、第40条第1項若しくは第64条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第 1 3 (第 3 1 条関係)

表 面	
6 セ ン チ メ ー ト ル	<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">第 号</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">工業標準化法第 4 0 条第 1 項の規定による立入検査を行う 職員の身分証明書</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%; border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;"> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">← 3 センチメートル →</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">↑ 4 センチメートル ↓</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">写</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">真</div> </div> <div style="width: 65%; padding-left: 10px;"> <div style="margin-bottom: 10px;">職名 氏名</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">押出 スタ ンプ</div> <div style="text-align: right;">年 月 日生</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">年 月 日発行</div> <div style="text-align: right;">主務大臣 (経済産業局長) 印</div> </div> </div> </div>

裏 面

<p style="text-align: center;">工業標準化法 (昭和 2 4 年法律第 1 8 5 号) (抄)</p> <p>第 2 1 条</p> <p>3 前 2 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第 1 項及び第 2 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第 4 0 条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、国内登録認証機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に国内登録認証機関の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第 2 1 条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。</p> <p>第 7 2 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 0 万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第 2 1 条第 1 項若しくは第 2 項、第 4 0 条第 1 項若しくは第 6 4 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>

様式第 1 4 (第 3 1 条関係)

表 面	
6 セ ン チ メ ー ト ル	<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">第 号</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">工業標準化法第 4 0 条第 1 項の規定による立入検査を行う 独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員の身分証明書</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%; border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;"> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">← 3 センチメートル →</div> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 5px;">↑ 4 センチメートル</div> <div style="text-align: center; width: 80%;">写</div> <div style="margin-top: 5px;">↓ 4 センチメートル</div> </div> <div style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">押 出 ス タ ン プ</div> <div style="width: 55%; padding-left: 10px;"> <div style="margin-bottom: 10px;">所属 氏名</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"></div> <div style="text-align: right;">年 月 日生</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"></div> <div style="text-align: right;">年 月 日発行</div> </div> <div style="margin-top: 10px;">独立行政法人 製品評価技術基盤機構理事長 印</div> </div> </div> </div>

裏 面

<p style="text-align: center;">工業標準化法 (昭和 2 4 年法律第 1 8 5 号) (抄)</p> <p>第 2 1 条</p> <p>3 前 2 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第 1 項及び第 2 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第 4 0 条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、国内登録認証機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に国内登録認証機関の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第 2 1 条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。</p> <p>第 6 9 条の 3 主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第 2 1 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 4 0 条第 1 項の規定による立入検査を行わせることができる。</p> <p>5 第 1 項の規定により立入検査をする機構の職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>第 7 2 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 0 万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第 2 1 条第 1 項若しくは第 2 項、第 4 0 条第 1 項若しくは第 6 4 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>
--